届出している製造・修理事業の届出内容のセルフチェック(1/2)

※届出の不備や事業実施に必要な文書類で不足が見られる事例を参考として記載したものです。該当する項目がないかチェックして下さい。各種書面の提出が必要となった場合には、提出前に東京都計量検定所へ内容の確認を受けて下さい。(このチェックシートでは提出する部数や各種届出書などに添付する書類の記載は省略しています。)

確認日 年 月 日

□←下記 1~8に該当する項目がない、又は、該当する項目での未届け内容や未対応内容がない場合はチェック

1 届出事項共通

1	□届出している内容がわからない。	「届出者」、「事業区分」、「事業場・事業所」、「検査設備」の現在の状況について、
2	□変更した事項に対して変更を届け出たか	不確かな事項や現在の実施体制をお知らせください。変更届出の要否や書面の作
	わからない。	成の仕方などをご案内します。
3	□届出している事業を行っていない。	□今後も当該事業を行う見込みがない場合には、事業廃止届(様式第7)を提出し
		て下さい。
		□事業を廃止しないが、届出を継続する場合は、事業を行うための体制・条件を
		確保して下さい。(検査設備の定期的な検査(基準器検査、JCSS 校正、その
		他)、事業場所の維持、検査規則等の必要な文書類・台帳・記録の整備)

2-1 届出者関係(法人の届出者)

1	□名称(社名)が変わった	登記事項の変更後に <u>届出書記載事項変更届(様式第3)</u> を提出して下さい。
2	□会社の種類が変わった	
3	□個人の届出から法人の届出に変更した。	
4	□代表者が変わった。	
5	□本社を移転した。(届出者住所が、登記上	登記上の本店住所を変更した場合、届出書記載事項変更届を提出して下さい。
	の本店住所の場合)	
6	□本社を移転した。(届出者住所が、登記上	届出上の手続きは不要です。
	の本店住所ではない場合)	※本社事務所が登記上の本店ではない場合は変更届の提出は不要です。担当者
		の連絡先住所・電話番号が変更の場合には検定所へご連絡下さい。

2-2 届出者関係(個人の届出者)

_				
	1	□氏名を変更した。	住民票の記載内容を変更した場合は、届出書記載事項変更届を提出して下さい。	
	2	□住居を移転した。		

3 届出している工場・事業場・事業所(以下、「事業場」という。)関係

1	□名称が変わった。	届出書記載事項変更届を提出して下さい。
2	□所在地を移転した。	□移転に伴い、届出の検査設備を変更する場合には、検査設備も変更届出の対
		象となります。
3	□事業場を追加した。	届出書記載事項変更届を提出して下さい。
		※事業場に関することだけではなく、追加した事業場で使用する検査設備も変更の
		届出の対象です。
4	□事業場を廃止した。	□全ての事業場等を廃止→ <u>事業廃止届</u> を提出して下さい。
		□一部の事業場等を廃止→ <u>届出書記載事項変更届</u> を提出して下さい。
		※事業場に関することだけではなく、廃止した事業場で使用した検査設備の処置も
		変更の届出の対象です。
		※廃止により対象の事業区分が全て廃止となる場合は、その事業区分についての
		事業廃止届を提出して下さい。

4 届出している検査設備関係(施行規則で規定している基準器等の検査設備)

1	□基準器(JCSS 校正標準器を含む)を変	届出書記載事項変更届を提出して下さい。
	更した。	※質量標準管理マニュアルの承認を受けている事業者は、届出書記載事項変更
2	□検査設備の種類・性能・数を変更した。	届の他に質量標準管理マニュアルの変更も届け出て下さい。
3	口検査設備を追加した。	
	(事業場等の追加による場合を含む)	
4	□検査設備を削減した。	
	(事業場等の一部廃止による場合を含む)	
5	□検査設備を定期的に検査していない。	基準器の場合には有効期限が切れる前に基準器検査を受検して下さい。
		JCSS 校正標準器の場合は基準器と同等以上の検査を、またその他の検査設備
		については定期的に必要な検査を実施して下さい。

届出している製造・修理事業の届出内容のセルフチェック(2 / 2)

※届出の不備や事業実施に必要な文書類で不足が見られる事例を参考として記載したものです。該当する項目がないかチェックして下さい。各種書面の提出が必要となった場合には、提出前に東京都計量検定所へ内容の確認を受けて下さい。(このチェックシートでは提出する部数や各種届出書などに添付する書類の記載は省略しています。)

5-1 基準分銅·JCSS分銅使用事業者関係

1	□届出している基準分銅又はJCSS分銅を基準	質量標準管理マニュアルを届け出ていない場合は、 <u>質量標準管理マニュアル</u>
	に調整した分銅を使用している。	を届出し、承認を受けて下さい。(JISB7611-2、附属書 JC)

5-2 質量標準管理マニュアル届出者関係

1	□(届出書記載事項の)基準分銅又はJCSS分	質量標準管理マニュアル変更届及び届出書記載事項変更届を提出して下さ
	銅を変更した。	ر١ _°
		※質量標準管理マニュアルでは、体系図・一覧表・管理台帳などが変更の対
		象となります。
2	□実用基準分銅を変更した。	質量標準管理マニュアル変更届を提出して下さい。
3	□質量比較器を変更した。	
4	□その他承認されている内容を変更した。	

6 検査規則(施行規則で規定している検査規則。各種基準、管理台帳、観測紙、検査記録なども含む。)

1	□検査規則を制定していない。	検査規則を制定して下さい。作成例も参考にして下さい。
2	□定期的に内容の見直し・改定をしていない。	計量法関係法令や技術基準は適宜改正されますので、最新の法令・基準に適
		合するよう必要な改正内容を反映させてください。
		また、製造・修理しようとする特定計量器の性能に変更があった場合は、検査
		手順や観測紙なども変更の必要が生じる場合があるので適宜確認して下さい。

7記号の使用

1	□製造事業者名・修理事業者名の表示に記号	登録商標の場合は、届出なく使用できます。それ以外は、所定の様式による特
	を使用している。	定計量器製造(修理)に係る記号届出書(検則様式第 6)を提出して下さい。
		(記号を使用していない場合は届出不要です。)
2	□タクシーメーターの運賃設定部に封印をして	封印に使用する記号は届出が必要ですので、届出していない場合は、所定の
	いる。(タクシーメーター届出事業者)	様式によるタクシーメーターの封印に係る記号届出書(検則第 15 条の 3 に基
		<u>づき東京都が指定する様式)</u> を提出して下さい。
3	□届出している記号を変更した。	上記のそれぞれの記号変更届出書を提出して下さい。

8 特定計量器の輸出

1	□製造又は修理した特定計量器を輸出している	譲渡等制限特定計量器輸出届(様式第 11)を提出して下さい。
	(体温計、血圧計)	
2	□製造又は修理した特定計量器を輸出している (上記以外)	□製造した家庭用特定計量器を輸出している→輸出家庭用特定計量器製造 届(様式第9)を提出して下さい □上記以外→輸出に関する届出の必要はありません

問合せ先

東京都計量検定所管理指導課指導担当 電話 03-5617-6626、FAX03-5617-6634